

新しく農業を始めたい方へのマニュアル

豊橋で  
農業を  
はじめてみませんか



## ◇◇◇はじめに◇◇◇

■このマニュアルでは、「農業に関心がある」「農業を始めたいが何から取り組めば良いかわからない」といった方向けの支援施策等の情報を紹介していきます。  
ご自分の状況や将来イメージから活用できそうな支援制度等を探して、各担当機関・部課の窓口へご相談ください。

### 新規就農者になるためには

農業を新しく始めることを「新規就農」といいます。

経営耕作面積が50a(施設は25a)以上、年間150日以上耕作している必要があります。

※農地中間管理事業を活用した場合は10a以上で可

### 農業の始め方

例えば以下のケースがあります。

- 1 農家で研修を受け、将来農地を取得し、自ら起業して農業をはじめると  
・ まずは技術を身に着け、将来的には自分がやりたい農業経営を目指す就農スタイル  
・ 技術の習得から資金の準備、農地や設備の確保等に初期投資が必要。
- 2 農業法人に就職すると  
・ サラリーマンと同様な雇用形態。  
・ 働きながらスキルを身につけ、将来的に独立するルートもある。
- 3 実家等の農業を継ぐと  
・ 親等のサポートを受けて、ノウハウを学べる。  
・ 農地や施設、設備を譲り受けることで初期投資額を抑えられる。  
・ 新部門を立ち上げて経営を発展させやすい。

# — 目 次 —

I 農業経営の開始にあたり	P1
II 農業体験制度	P3
III 農業経営・農業技術の研修制度	P5
IV 新規就農者の農地取得手続き	P13
V 青年等就農計画認定制度	P14
VI 支援金・支援資金制度	P15
お役立ちホームページ、相談先、連絡先の一覧	裏表紙

# I 農業経営の開始にあたり

～経験ゼロからの就農を目指す～

## 1 就農の動機を明確にし、目標を立てる



- ・ どのような目的で何をやりたいか明確にし、いつまでに何をするか考えておく(P2 就農準備チェックシートへ)

## 2 情報収集、相談



- ・ ホームページ等で情報収集(裏表紙へ)
- ・ わからないことがあれば就農相談窓口にご相談(裏表紙へ)  
一次相談窓口: 農業大学校(農起業支援ステーション)  
二次相談窓口: 東三河農林水産事務所農業改良普及課

## 3 農業を体験する



- ・ 就農イメージを具体化するために農業体験等に参加する(P3-4 へ)

## 4 技術や経営を身に着ける



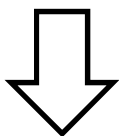
- ・ 研修やインターン等に参加し、栽培(飼養)技術、農業機械の操作、経営管理などのノウハウを身に着ける(P5 へ)

## 5 農地を取得する



- ・ 農業委員会へ農地法第3条許可申請(P13 へ)
- ・ 農地中間管理機構事業を活用(P13 へ)

## 6 計画を具体化する



- ・ 青年等就農計画や資金計画を立てる(P14 へ)
- ・ 制度資金等の利用(P15 へ)
- ・ 就農に必要な農業機械等を取得

# 農業経営の開始

## 就農準備チェックシート

このチェックシートを参考にして、農業をはじめの前に必要な事項を確認しましょう。

これから情報収集、就農相談、農業体験や研修等を行い、あてはまる項目を増やしていきましょう。

### ① 適性について

- 健康で体力に自信がある
- 物事にコツコツと取り組むことができる
- 自然が好きで、農畜産物への関心が高い

### ② 意欲、動機、知識について

- これまで行った体験や研修で農作業の厳しさを理解している(P3)
- 新規参入した農家に会ったり、体験談を聞いたことがある
- 気象災害等が無収入となる場合があることを理解している
- 新規参入は人脈や生産基盤がなく厳しい状況であることを理解している
- 農業で生計を立てることを目指している

### ③ 事前準備について

- 情報収集に力を入れている(相談窓口訪問、相談会参加、インターネット、情報誌等)
- 家族が就農に同意している
- どんな作物を作るのか決まっている
- 就農希望地が決まっている
- 農家の知り合いを増やしている

### ④ 具体的な準備状況について

- これまで1年以上、農家や農業法人で研修を受けたことがあり、技術と知識を身につけている(P5)
- 豊橋市が定める必要な農地面積 50a(施設の場合は 25a)が取得できる(P13)
- 主要な機械・施設を就農者本人が所有又は借りている
- 必要な資金を算出し、準備できている(P16)
- 就農にあたり親身になって面倒をみってくれる人がいる
- 経営についての一定の知識(簿記等)はある
- 販売ルートが確保できる
- 就農初期はまとまった収入がないことを理解し、当面の生活資金を用意している

上記以外にも「農業をはじめ.jp」では新規就農にあたり、インターネット上で適正診断の結果や必要事項を確認できますので活用してみましょう！

農業をはじめ.jp 就農適性診断 URL: <https://www.be-farmer.jp/diagnosis/>



QRコード

## II 農業体験制度

農業の「イメージ」と「現実」とのギャップを埋めるために、農家の話を聞いたり、実際に農作業を体験し、自身の適性や意欲を再確認しましょう。

### 1 県内農家・農業法人等での体験研修

#### (1) 目的・内容等

(公社)日本農業法人協会が運営する研修制度で、就職先として農業の世界を知ってもらうこと及び日常食している食料とその生産について関心を持ってもらうことを目的としています。

#### (2) 受入先〈愛知県内の花き・畜産等〉

- ・ 公益財団法人農林業公社しんしろ(新城市:トマト、いちご、ほうれん草栽培)
- ・ 有限会社水谷農園(稲沢市:バラ苗栽培)
- ・ 株式会社オグリ牧場(半田市:和牛飼育)
- ・ 愛知県酪農農業協同組合(半田市、西尾市、刈谷市:酪農、肉牛飼育)

※令和4年5月時点の情報のため受入先は  
今後変更される可能性があります。

#### (3) 申込手続

郵送又はWEBで申込。

申込書はWebサイト: [農業をはじめの.JP 農業インターンシップ](#) で検索

または問い合わせ先に電話にて入手

↓WEB QRコード



問い合わせ先(事務局) [全国新規就農相談センター\(一般社団法人全国農業会議所\)](#)  
(東京都千代田区 ☎03-6910-1133)



### Ⅲ 農業経営・農業技術の研修制度

農業経営に必要な基礎的知識や技術を習得するための各機関での研修制度一覧です。

掲載ページ	研修制度	内容
P7	1 ニューファーマーズ研修(※)	講義、演習、実習 (花き、作物、果樹、野菜) (技術内容から経営内容まで 実習可)
P8	2 農業者育成支援研修	露地野菜づくりの基礎など
P9	3 農業技術研修	農作物の生産技術経営に関する 知識等の習得
P10	4 先端農業・バイオリサーチセンター における人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最先端植物工場マネージャー 育成プログラム</li> <li>・IT 食農先導士養成プログラム (最先端土地利用型 IT 農業コース)</li> <li>・東海地域の6次産業化推進人材育成</li> <li>・実践的キク栽培論、実践的トマト栽培論</li> <li>・ニューファーマーズサポートコース (詳細は P10 を参照)</li> </ul>
P11	5 功農支援会 研修プログラム	
	(ア) 基礎研修	栽培知識、栽培技術の習得 (トマト・ミニトマト・キク等)
	(イ) 本研修	模擬経営、経営管理、就農準備 (トマト・ミニトマト・キク等)

※就農準備資金の受給対象研修(P17-18)



対象者	問合せ先
新規就農希望者 (愛知県内で農業経営を目指す方で、18歳以上概ね55歳未満の方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県立農業大学校企画研修部 (☎0564-51-1034)</li> <li>・東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ (☎63-3529)</li> </ul>
新規就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県立農業大学校企画研修部 (☎0564-51-1034)</li> </ul>
新規就農希望者 (公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けることのできる方)	豊橋公共職業安定所(ハローワーク豊橋) (☎0532-52-7191)
農業者の方 農業に強い関心のある方	国立大学法人豊橋技術科学大学 先端農業・バイオリサーチセンター (☎0532-44-6655)
新規就農希望者	公益財団法人 功農支援会 (☎0532-75-0671)
新規就農希望者	

## 1 愛知県立農業大学校 ニューファーマーズ研修

「就農準備資金 P17-18」の受給対象の研修です。

### (1) 目的

Uターン就農希望者(農家出身)や新規参入希望者(非農家出身)等を対象に、農業経営に必要な基礎的知識・技術などを効率的に習得していただくための研修です。

### (2) 募集期間

研修生 2月頃から3月頃

### (3) 研修期間

10か月間

### (4) 研修内容

講義・演習等(計180時間)及び実習(計900時間)。

講義については、愛知県立農業大学校で、植物生理や各種栽培論などの技術的内容から、農業簿記の基礎や税制の基礎など経営的な内容まで幅広く学習できます。

実習は、自己ほ場(研修生のほ場)、もしくは先進農家(研修生で選定)のいずれかを選択してください。

### (5) 研修場所

愛知県立農業大学校(岡崎市美合町字並松1-2)

### (6) 申込手続

「受講申込書、履歴書、就農希望概要書」を就農予定地を所管する農起業支援センター(愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課内)へ提出。

申込書は下記までお問合せください。

問合せ先 愛知県立農業大学校企画研修部(☎0564-51-1034)  
東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ(☎63-3529)

## 2 愛知県立農業大学校 農業者育成支援研修

### (1) 目 的

新たに農業を始めようとする人が、就農に必要な基礎的な経営や技術に関する知識と技術・技能を習得するための研修です。

### (2) 募 集 期 間

4 月頃から 5 月頃

### (3) 研 修 期 間

8 か月間

### (4) 研 修 内 容

講 義 15 回(内容は野菜づくりの基礎知識、植物生理、土壌と土づくり、施肥・防除、新規就農の実際ほか)

実 習 約 100 日(共同実習:午前、個別実習:午後)

農家実習 2 日程度

新規就農事例調査 3 回

### (5) 研 修 場 所

愛知県立農業大学校(岡崎市美合町字並松 1-2)

### (6) 申 込 手 続

「受講申込書(HPからダウンロード)を郵送又はFAXで下記問合せ先へ送付してください。

Webサイト: <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/noudai/>

↓ QR コード



問合せ先 愛知県立農業大学校企画研修部(☎0564-51-1034)

### 3 愛知県立農業大学校 農業技術研修

#### (1) 目的

新たに農業経営を開始したり、農業生産法人等へ就職するために必要な農作物の生産技術、農業経営に関する知識等を習得するための研修です。

#### (2) 募集期間

3月中旬頃から4月上旬頃

#### (3) 研修期間

約9か月(930時間)

#### (4) 研修内容

学 科 207時間(農業基礎知識、農業経営、関連制度、栽培基礎、栽培技術、就農支援、就農経営計画 等)

実 技 723時間(園芸実習、果樹実習、機械作業実習、校外学習 等)

※カリキュラムの内容は都合により変更する可能性があります。

#### (5) 研修場所

愛知県立農業大学校(岡崎市美合町字並松 1-2)

#### (6) 申込手続

応募者の住所を管轄する公共職業安定所で職業相談を受け、適職に就くために訓練を受講することが必要と認められた方は、公共職業安定所を経由して「入校願書」を提出してください。

受講者決定までの流れ

見学会 → 入校選考 → 合否通知 → 入校  
(3月頃) (筆記試験・面接 4月頃) (4月頃) (5月頃)

問合せ先 豊橋公共職業安定所(ハローワーク豊橋)(☎0532-52-7191)

## 4 先端農業・バイオリサーチセンターにおける人材育成事業

### (1) 目的

当センターは、複合技術分野における要素技術と人的資源を活用し、継続可能な食料生産供給に貢献する次世代型先端農業技術の研究開発および関連する食農・バイオ・センサー・計測・制御・情報・環境などの分野の高度技術開発に取り組んでいます。

また、地域農業の振興を目的に、地域の植物工場、IT 食農産業の推進、6次産業化に貢献できる人材の育成を行います。

### (2) 研修内容

豊橋技術科学大学を中心とした体制のもと先端農業人材育成を実施します。

- (ア) 最先端植物工場マネージャー育成プログラム
- (イ) IT 食農先導士養成プログラム(最先端土地利用型 IT 農業コース)
- (ウ) 東海地域の6次産業化推進人材育成
- (エ) 実践的キク栽培論、実践的トマト栽培論
- (オ) ニューファーマーズサポートコース

### (3) 募集期間

- ・ (ア)、(イ)、(エ)、(オ) 7月上旬頃から8月中旬頃
- ・ (ウ) 4月下旬頃から6月中旬頃



### (4) 研修期間

- ・ (ア)、(イ) 1年半程度
- ・ (ウ)、(エ)、(オ) 半年程度

### (5) 研修場所

年により変わりますので応募の際にお問い合わせください。

### (6) 申込手続

国立大学法人豊橋技術科学大学 先端農業・バイオリサーチセンターWEB サイト  
(下記 URL)より募集要項を必読の上、志願書をダウンロードし、郵送にてお送りください。

WEB サイト URL: <http://www.recab.tut.ac.jp>

QRコード



問合せ先 国立大学法人豊橋技術科学大学 先端農業・バイオリサーチセンター  
(☎0532-44-6655)

## 5 公益財団法人 功農支援会 研修プログラム

### (1) 目的

農業界で生き残るには、確かな栽培技術とネットワーク・経営感覚が必要です。基礎研修では、農業で自立するために必要な農作物を栽培する力、販売する力を養います。本研修では、基礎研修で身につけた力をベースに農業経営の力を養います。研修中の助成金や研修後のサポートも充実しています。

### (2) 募集期間

基礎研修コース 随時面接を行っています。

### (3) 研修期間

- (ア) 基礎研修 4～6 カ月
- (イ) 本研修 1～1.5 年

### (4) 研修内容

#### (ア) 基礎研修

実地研修、販売研修、勉強会・圃場巡回  
(助成金 8 万円/月の支給あり・寮費無料)  
作目: トマト・ミニトマト・キク等

#### (イ) 本研修

模擬経営(ハウス 1 棟を管理し農業経営を体験)、経営管理、就農準備  
(助成金 15 万円/月の支給あり)  
作目: トマト・ミニトマト・キク等



### (5) 研修場所

研修施設: 豊橋市西赤沢町字万場 261-2(豊橋農場)  
提携農場: 田原市大久保町黒河原 269

### (6) 申込手続

体験研修(1～5 日)を受けていただいた後、  
面積(履歴書の提出)の上、決定します。

問合せ先 公益財団法人 功農支援会 担当: 今木・鈴木  
(☎0532-75-0671)  
ホームページ: <https://www.kounou-shienkai.jp/>



QR コード



## IV 新規就農者の農地取得(所有権・貸借権)手続き

### (1) 概要

農地取得の方法には農地法第3条許可申請による方法と農地中間管理事業による方法があります。

### (2) 取得等にあたっての条件等

- (ア) 農地の全てを効率的に利用すること。
- (イ) 権利取得後、農作業に常時従事(年間150日以上)すること。
- (ウ) 権利取得後の経営農地面積が下限面積(50a)以上であること。  
※ただし、施設(ハウス、温室)のみの営農に限り、農地25a以上(内施設面積が20a以上となること)でも可。  
※農地中間管理事業を活用した場合の下限面積は10a以上で可。
- (エ) 取得後の耕作内容が、周辺の地域に支障を生ずる恐れがないこと。

### (3) 申請手続き

#### 〈農地法第3条許可申請の場合〉

- (ア) 毎月末日(土日祝の場合は翌開庁日)までに申請書を豊橋市農業委員会へ提出。
- (イ) 申請書提出後、農地審査会(翌月20日頃)へ出席。  
※営農計画に基づき農業委員からの質疑等に答える。
- (ウ) 農業委員会総会(翌月25日頃)で承認後許可を受ける。
- (エ) 総会後に許可書を受け取る。

問合せ先 豊橋市農業委員会事務局(☎51-2950)

#### 〈農地中間管理事業の場合〉

農地中間管理事業とは、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。借入希望の方は下記いずれかの問合せ先まで一度ご連絡ください。

～手続きの流れ～

- (ア) 借受申込書を提出(豊橋農業協同組合もしくは豊橋市役所農業企画課)
- (イ) 指定された時期に豊橋市役所農業企画課へ来て借受可能な農地の一覧を確認  
(ア)を完了した人のみ)
- (ウ) 希望農地があれば豊橋農業協同組合又は農業企画課で申込手続き

問合せ先 豊橋農業協同組合の各事業所(第一～第六事業所)

豊橋農業協同組合本店 営農部農産課(野依町字西川5・☎25-4372)

豊橋市産業部農業企画課 農地管理グループ(市役所西館3階・☎51-2470)



## V 青年等就農計画認定制度

当該認定を受けると、

「青年等就農資金(P23)」の貸付対象者 及び

「経営開始資金(P19-20)」・「経営発展支援事業(P21-22)」の交付対象者  
になります。

新たに農業を始める方が、経営開始後おおむね5年後の経営目標などを記した「青年等就農計画」を作成し、経営を開始しようとする市町村の認定を受けることにより、様々な支援が受けられる制度です。(認定新規就農者となる。)

### (1) 対象者 (ア～ウ いずれかの者で、(a)～(c)の要件をすべて満たした者)

ア 青年(原則18歳以上45歳未満)

イ 経営者としてふさわしい知識・技能を有する者(65歳未満)

ウ イの者が役員の過半を占める法人

(a) 農業経営を開始してから一定期間(5年)以内の者

(b) 農地を50a以上(施設の場合は、25a以上)所有または貸借している者または見込みがある者

(c) 農業経営を開始する際の生産技術に関する研修をおおむね1年以上受けた者

### (2) 計画内容

経営の構想と目標(経営規模等)、目標達成に必要な措置(機械・施設等の導入計画)、技術・技能の習得状況で構成され、目標年(おおむね5年後に)所得目標250万円以上、総労働時間2,000時間/人を目指す。

### (3) 申請手続

申請前に、一度下記問合せ先までお気軽にお問い合わせください。

認定の対象となるか否か、判断をするため面談を実施いたします。

- ・ 豊橋市役所農業支援課に青年等就農計画を申請(毎月末締め切り)
- ・ 同計画の審査、認定にあたり面接を実施(申請の翌月中旬頃に認定)

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)

## VI 支援金・支援資金制度

新規就農をサポートする支援金(補助金)と資金(融資)です。

それぞれ条件がありますので、しっかり計画を立ててから制度を活用してください

### 交付タイプ

ページ	資金制度	対象者
P17-18	1 就農準備資金	自営就農、雇用就農又は親元就農を目指す方
P19-20	2 経営開始資金	認定新規就農者(P14)
P21-22	3 経営発展支援事業	認定新規就農者(P14)

### 融資タイプ

ページ	資金制度	対象者
P23	4 青年等就農資金	認定新規就農者(P14)
P24	5 農業近代化資金	認定農業者(※) 認定新規就農者(P14) 上記以外農業者、農業法人
P25	6 経営体育成強化資金	認定新規就農者(P14) 上記以外の農業者、農業法人

※認定農業者とは、農業者が5年後に年間所得 800 万円、年間労働時間 1,800 時間以内を目指す計画を立て、認定新規就農者と同様、申請をして市長から認定された農業者のことです。

内容	金額等	問合せ先
就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受ける者に対し 資金を交付 用途:制限なし	研修期間 1年あたり最大 150万円 (交付対象となる研修期間 は最長2年)	・東三河農林水産事務所 農業改良普及課担い手育成グループ (☎63-3529)
独立、自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付 用途:制限なし	150万円/年 最長3年間(定額)	・豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ(☎51-2472)
独立、自営就農する認定新規就農者に対し、資金を交付 用途:融資を受け機械・施設の取得	最大750万円(経営開始資金の対象者は375万円)	・豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ(☎51-2472)

内容	金額等	問合せ先
青年等就農計画の達成に必要な資金 用途:施設資金、長期運転資金 (認定就農計画期間中に必要なものに限る)	融資限度額:3,700万円 (特認1億円) 利率:無利子	・豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ(☎51-2472) ・東三河農林水産事務所 農業改良普及課担い手育成グループ (☎63-3529) ・(株)日本政策金融公庫名古屋支店 (☎052-582-0741)
農業経営の改善のために必要な長期資金 用途:施設資金、長期運転資金	融資限度額: 個人 1,800万円 法人 2億円 利率:0.18~0.50%(令和4年5月時点)利子補給あり	・豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ(☎51-2472) ・東三河農林水産事務所 農業改良普及課担い手育成グループ (☎63-3529)
認定新規就農者が農地等を取得する場合に利用できる資金 用途:農地取得資金(改良、造成、も対象)	融資限度額: 負担額の80%(農地の取得の場合は1,000万円まで100%) 利率:0.50% (金融情勢により変動有り)	・豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ(☎51-2472) ・東三河農林水産事務所 農業改良普及課担い手育成グループ (☎63-3529) ・(株)日本政策金融公庫名古屋支店 (☎052-582-0741)

## 1 就農準備資金〈年間最大 150 万円 最長 2 年間〉

### (1) 概 要

都道府県等が研修機関として認める農業大学校や先進農家等で研修を受ける就農希望者に対し、研修期間中の生活安定と就農直後の経営確立を支援するため、最長 2 年間、年間 150 万円が交付されます。

### (2) 対 象 者

就農に向けた研修終了後1年以内に原則 50 歳未満で独立・自営就農(注)、雇用就農又は親元就農を目指す方。

〈主な要件〉

- (ア) 就農予定時の年齢が原則 50 歳未満
- (イ) 独立・自営就農(注)、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。
- (ウ) 都道府県等が認めた研修機関等で、概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上の研修を受け、国が定める研修計画を作成すること。
- (エ) 常勤(週 35 時間以上)の雇用契約を締結していないこと。
- (オ) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。
- (カ) 研修終了後に独立・自営就農する場合は、就農後 5 年以内に認定農業者又は認定新規就農者になること。
- (キ) 研修終了後に親元就農する場合は、家族経営協定を締結すること並びに就農後 5 年以内に農業経営を継承すること。
- (ク) 原則、前年の世帯所得が600万以下であること。等

注：「独立・自営就農」とは、以下による。

※農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

※主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。

※生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

※交付対象者の農産物の売上げや経費の支出など経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

※交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

### (3) 交付金額等

1人あたり年間150万円で、交付期間は最長2年間

### (4) 申請手続

研修計画・交付申請書を提出

資金交付開始後は、研修状況、就農状況を半年ごと報告

研修終了後6年間、半年ごとに就農状況報告

### (5) その他

研修を途中で中止した場合や研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農しなかった場合などは資金の交付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先 東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ(☎63-3529)



## 2 経営開始資金〈年間 150 万円 最長 3 年間〉

### (1) 概要

新規就農者(独立・自営就農に限る)に対して、農業を始めてから経営が安定するまで、1年につき150万円(最長3年間)を定額交付します。

### (2) 対象者

- ・ 原則 50 歳未満で独立・自営就農した方。
- ・ 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の**認定新規就農者**(P14 参照)であること。
- ・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - (ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
  - (イ) 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - (カ) 青年等就農計画等(青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したもの)が独立・自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
  - (キ) 経営の全部又は一部を継承する場合は、5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ新規参入者と同等の経営リスク(新たな作物の導入、経営の多角化等)を負うと市町村長に認められること。
    - ※単なる作目の変更ではなく、親等の作目が例えば露地野菜であった場合、子は露地以外の作目に取組等
    - ※親等は三親等のことです。
  - (ク) 地域の中心となる経営体として「実質化された人・農地プラン」に位置付けられていること(確実と見込まれる場合も可)、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること。
  - (ケ) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。
  - (コ) 原則、前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が600万以下であること。
  - (サ) 平成 31 年 4 月以降に農業経営を開始したものであること。等

### (3) 申請手続

国が定めた青年等就農計画等や交付申請書を豊橋市役所農業支援課(管理・人材グループ)へ提出

#### (4) そ の 他

- ・ 資金の交付期間中は、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課(管理・人材グループ)へ報告する。また交付期間終了後、5年間は国が定めた作業日誌を提出。
- ・ 農業経営を中止した場合や交付要件を満たさなくなった場合などは資金の交付停止や返還の対象になります。詳細はお問合せください。

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)



### 3 経営発展支援事業

#### 〈最大 750 万円(経営開始資金対象者は最大 375 万円)〉

##### (1) 概要

新規就農者(独立・自営就農に限る)に対して、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援します。

##### (2) 助成額

補助対象経費 上限額 1,000 万円(経営開始資金の対象者は 500 万円)

【国 1/2 ・ 県 1/4 ・ 自己負担 1/4】

##### (3) 対象者

- ・ 原則 50 歳未満で独立・自営就農した方。
- ・ 独立・自営就農時の年齢が原則 50 歳未満の**認定新規就農者**(P14 参照)であること。
- ・ 令和 4 年度中に次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
  - (ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
  - (イ) 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りていること。
  - (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
  - (エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
  - (オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
  - (カ) 青年等就農計画等(青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したものが)独立・自営就農 5 年後には農業で生計が成り立つ実現可能なものであること。
  - (キ) 経営の全部又は一部を継承する場合は、5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると市町村に認められること。
  - (ク) 地域の中心となる経営体として「実質化された人・農地プラン」に位置付けられていること(確実と見込まれる場合も可)、又は農地中間管理機構から農地を借受けていること。
  - (ケ) 雇用就農資金、経営継承・発展支援事業を受けていないこと。
  - (コ) 機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けること。等



#### (4) 申請手続

- ・ 交付対象者が自らの経営において使用するものであること
  - ア 機械・設備の取得、改良又はリース
  - イ 家畜の導入
  - ウ 果樹・茶の新植・改植
  - エ 農地等の造成、改良又は復旧
- ・ 本事業以外の国の助成事業の対象ではないこと
- ・ 事業費が整備内容ごとに 50 万円以上であること
- ・ 複数者からの見積もり徴取等により、事業費の減少に努めること
- ・ 法定耐用年数がおおむね 5 年以上 20 年以下のものであること(中古場合は 2 年以上)
- ・ 原則、運搬用のトラック、パソコン、倉庫等汎用性の高いものではないこと
- ・ 整備するものが、経営発展支援事業計画等の成果目標の達成に直結するもの
- ・ 処分制限期間内において保険等の加入が継続されること等

#### (5) 申請手続

国が定めた青年等就農計画や経営発展支援事業計画等を作成し、豊橋市役所農業支援課(管理・人材グループ)へ提出

#### (6) その他

- ・ 事業実施年度の翌年度から経営発展支援事業計画等に定めた目標年度の翌年度まで、就農状況を半年に一度、豊橋市役所農業支援課(経営支援グループ)へ報告する。

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)



## 4 青年等就農資金〈無利子資金〉

### (1) 概要

新たに農業経営にチャレンジする「認定新規就農者」に対して、日本政策金融公庫が無利子資金で応援します。

### (2) 対象者

**認定新規就農者**(P14 参照)

### (3) 資金使途

青年等就農計画の達成に必要な資金(ただし、経営改善計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業内容に限る)

### (4) 融資条件

- ・ 融資期間: 17 年以内(うち据置 5 年以内)
- ・ 融資限度額: 3,700 万円(特認 1 億円)
- ・ 金利: 無利子
- ・ 担保・保証人: 農業信用基金協会の債務保証制度の利用により実質的な無担保・無保証人制度(担保は原則として融資対象物件のみ。保証人は原則として個人の場合は不要、法人の場合に必要な場合は代表者のみ)。但し、保証料が必要。

その他、本資金は毎年度国の予算の範囲内で実施されるものであるため取扱額に限りがあり、ご融資の実行時期によっては希望に沿えない場合があります。

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)  
東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ(☎63-3529)  
(株)日本政策金融公庫名古屋支店(☎052-582-0741)

## 5 農業近代化資金〈利子補給有り〉

### (1) 概 要

意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金です。

※利子補給については下記の金利を参照。

### (2) 対 象 者

認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等

### (3) 資 金 使 途

設備資金から運転資金まで様々な資金使途に利用できます。

- (ア) 農舎等の建築物・農機具の取得、改良、復旧
- (イ) 果樹等の植栽、育成
- (ウ) 家畜の購入・育成
- (エ) 農地、牧野の小規模な改良・造成
- (オ) 長期運転資金

### (4) 融 資 条 件

- ・ 償還期間 : 15年以内(据置7年以内)
- ・ 融資限度額 : 個人 1,800万円、法人・団体 2億円  
: 農協等 15億円
- ・ 金 利 : 0.25~0.50%(令和4年5月現在) ※変動有り  
※認定農業者に対しては3年間、認定農業者以外の担い手に対しては1年間の利子補給を行います。(豊橋市の場合のみ)
- ・ 融 資 率: 認定農業者 100% 認定農業者以外 80%

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)

東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ(☎63-3529)

## 6 経営体育成強化資金〈農地等・有利子資金〉

### (1) 概要

認定新規就農者等の担い手が農地等を取得する場合に利用できる有利子の資金。

### (2) 対象者

認定新規就農者(P14)

### (3) 資金使途

農地等の取得(取得のほか、改良・造成も対象)、温室の建設等

### (4) 融資条件(取扱金融機関:株日本政策金融公庫)

- ・ 融資期間:据置3年以内を含む25年以内
- ・ 融資率:負担額の80%(農地等の取得の場合は借入額が1,000万円までは融資率100%)
- ・ 金利:0.50%(金融情勢により変動)
- ・ 担保・保証人:相談にて決定

問合せ先 豊橋市産業部農業支援課 管理・人材グループ (☎51-2472)  
東三河農林水産事務所農業改良普及課 担い手育成グループ(☎63-3529)  
株日本政策金融公庫名古屋支店(☎052-582-0741)



令和2年9月 初版

令和3年5月 第2版

令和4年5月 第3版

豊橋市 産業部 農業支援課

豊橋市今橋町1番地


☎(0532)51-2472

## お役立ちホームページ、相談先、連絡先の一覧

### 1 お役立ちホームページ

新規就農を目指す前に、農業ってどう始めたら良いか情報収集をしましょう。

就農を目指す方に役立つホームページを以下に掲載しましたので、ご活用ください。

サイト名	サイト QR コード	概要
新・農業人ポータル (農林水産省)		<ul style="list-style-type: none"> <li>就農相談窓口の情報、支援施策の情報</li> <li>農業法人・農家の働き方の事例</li> </ul>
全国新規就農相談センター (農業をはじめ.jp)		<ul style="list-style-type: none"> <li>就農相談から農業体験、インターンシップ等幅広く紹介</li> </ul>
ネット農業あいち (愛知県農業水産局)		<ul style="list-style-type: none"> <li>農業の最新技術・経営に関する情報</li> <li>地域に密着した農業情報</li> </ul>

### 2 相談窓口

新規就農全般に関する相談は、一次相談窓口として愛知県立農業大学校(農起業支援ステーション)、各種制度の具体的な活用等については、それぞれ担当の機関にご相談ください。

機関名	連絡先	概要
愛知県立農業大学校 (農起業支援ステーション)	岡崎市 ☎0564-51-1034	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農支援全般に関すること</li> <li>就農説明会及びリモート相談に関すること</li> <li>農業大学校の研修制度に関すること</li> </ul>
東三河農林水産事務所 農業改良普及課 担い手育成グループ	飯村町 ☎63-3529	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農支援全般に関すること</li> <li>農業体験・就農技術研修に関すること</li> <li>就農準備資金に関すること</li> </ul>
豊橋市産業部 農業支援課 管理・人材グループ	市役所西館 3 階 ☎51-2472	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年等就農計画認定制度に関すること</li> <li>認定農業者制度に関すること</li> <li>経営開始資金、経営発展支援事業に関すること</li> </ul>
豊橋市農業委員会 事務局	市役所西館 3 階 ☎51-2950	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地の取得に係る手続きに関すること</li> <li>農地の取得に係る要件に関すること</li> </ul>
豊橋農業協同組合本店 営農部営農指導課	野依町 ☎25-3552	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合への加入、出荷等 JA の利用に関すること</li> <li>農地利用集積円滑化事業(貸借)に関すること</li> </ul>